

指定障害福祉サービス事業者等の行政処分事例 追加資料

○平成25年度

| 区分 | 効力 発生日 | 事業所 所在地 | サービ ス種 別 | 取消理由 | 返還額 |
|----------|----------------|------------|------------------------|---|---------------------------|
| 指定 取消 | 平成25年 5月31日 | 和歌山市 | 居宅介 護 重度訪 問介護 | (1) 居宅介護サービス費の不正請求 家事援助等のサービスを提供していない にもかかわらず、家事援助等を行ったとし て介護給付費を不正に請求し、受領した。 (2) 不正の手段による指定 指定申請時において、勤務予定のない者 を従業員とする虚偽の書類を作成・提出 し、指定を受けた。 | 不正請求 5, 411, 787円 |
| 指定 取消 | 平成25年 5月31日 | 和歌山市 | 就労継 続支援 A型 | (1) 訓練等給付費の不正請求 利用者の未利用日にサービスの提供を行 ったとして訓練等給付費を不正に請求 し、受領した。 (2) 不正の手段による指定 指定申請時において、勤務予定のない者 を従業員とする虚偽の書類を作成・提出 し、指定を受けた。 | 不正請求 17, 249, 681 円 |